

(平成23年5月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成元年3月まで
② 平成8年4月から12年3月まで
③ 平成15年4月から16年3月まで

私は、申立期間当時、勤務していた会社に社会保険の適用が無く、病気や怪我が心配になり、昭和61年3月頃に国民健康保険に加入することとした。

その時に、A市B区役所の担当者から、国民年金の加入も一緒に行わなければならないと言われ、国民年金の加入手続きも行い、昭和61年度から平成15年度まで国民年金保険料を納付していた。

平成17年に、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の督促の電話があったため、受給権の確認をしたところ、受給資格は満たしていると言われたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和63年7月頃に払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間①のうち、昭和61年4月及び同年5月の国民年金保険料は、時効により納付できない期間であり、同年6月から63年3月までの期間は、過年度納付が可能であるところ、申立人は保険料を遡って納付した記憶がない。

しかしながら、申立人は、平成元年度頃までの国民年金保険料は、当時同居していた申立人の母親に月々の生活費を渡し、その母親に納付してもらっていたと述べているところ、その母親は、自身の国民年金保険料を制度発足時から60歳到達前月までの全加入期間について納付しており、国民年金保

険料の納付意識が高かったと認められることから、現年度納付が可能な昭和63年4月から平成元年3月までの保険料については納付していたものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間②について、A市の国民年金事蹟^{じせき}管理情報により、申立人が平成9年2月に、8年1月から同年3月までの過年度納付書、同年4月から9年3月までの現年度納付書の再発行を依頼していること及び9年8月に社会保険事務所が平成8年度の過年度納付書を発行していることが確認できることから、8年度分の国民年金保険料は現年度納付されなかったものと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人は、「仕事が忙しく、月に2回日曜日しか休めなかったことから国民年金保険料の納付を遅滞した。」としている上、保険料の納付についての記憶は曖昧である。

- 3 申立期間③について、申立人は、「平成17年頃に社会保険事務所から国民年金保険料納付に係る督促の電話があり、その際、既に年金の受給資格がある旨を確認したため、16年度から保険料の納付をしなかった。」と述べているところ、申立人が所持する社会保険事務所発行の平成18年1月19日現在の国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）により、15年4月から12月までの保険料は既に時効により納付できない期間であること及び16年1月から17年11月までの保険料は未納となっていることが確認できることから、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月

私は、昭和37年5月に国民年金に加入し、夫の転勤により何回か住所が変わったが、その都度、国民年金手帳を役所へ持参して手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。

昭和55年2月、私は夫と一緒にA市からB市へ転居し、同市で私の国民年金の加入手続を行ったが、その際に年金手帳に資格取得日が55年3月1日と記載されており、私は、同年3月分の定額及び付加保険料を納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月にB市に転入届を行った際に、国民年金の加入手続を行い、納付書の交付を受け国民年金保険料を納付したとすると、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄に、任意加入した日として55年3月1日と記載されていることから、申立内容に不自然さはない。

また、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の同被保険者資格取得日が昭和55年4月4日と記載され、同年3月の国民年金保険料は付加保険料を含めて還付済とされていることから、同月の納付書が申立人に交付されていたことが確認でき、申立期間の納付書を発行しておきながら、未加入期間であるとして納付された当該保険料が還付された記録となっており、事務処理に不自然な点が認められる。

さらに、同市で保管する申立人の被保険者名簿に記録された昭和57年4月から同年9月までの付加保険料の納付記録は、59年11月14日に納付記録の

追加処理が行われるまで、社会保険事務所（当時）では未納として管理されていたことがオンライン記録より確認できるなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

加えて、申立人は、昭和 37 年 5 月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き未納が無く、46 年 2 月からは付加年金にも加入するなど、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月

私は、平成7年1月25日付けで退職したことに伴い、当時居住していたA市の市役所で、妻の年金手続と同時に自身の国民年金への加入手続を行ったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、私が妻の保険料と併せて2万円から3万円を納付し、その時に受け取った妻の保険料の領収証を現在も所持している。

これまで、国民年金保険料については、夫婦同時に納付を行ってきており、申立期間についてのみ、同時に納付を行った妻だけが納付済とされ、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間後においても、厚生年金保険から国民年金への二度の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付し、申立期間以外に保険料の未納期間が無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を同時に納付したとしているところ、オンライン記録により、平成14年度及び16年度の国民年金保険料納付済期間については、全て夫婦同一日に保険料が納付されていることが確認できることから、夫婦同時に納付を行ってきたとする申立人の主張に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、平成7年1月25日付けの退職に伴い、A市役所で申立人の妻の年金手続と同時に自身の国民年金への加入手続を行ったとしているところ、i) オンライン記録により、申立人の妻については、同年3月6日付けで第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更処理が行われていることが確認できること、ii) 申立人が所持する申立人の妻の国民年金保険料領収書

により、申立期間の保険料を同年2月28日付けで納付していることが確認できることから、申立人が申立期間について、申立人の妻の加入手続及び保険料の納付のみを行い、自身の加入手続及び保険料の納付を行わなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 3803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年2月20日）及び同資格取得日（昭和30年6月15日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年2月20日から同年6月15日まで
昭和28年6月から32年5月7日までA社に継続して勤務しており、一度も退職したことがないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社において昭和28年6月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年2月20日に同資格を喪失後、同年6月15日に同社において再度同資格を取得しており、同年2月から同年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の従事業務に関する具体的な供述内容及び申立人が申立事業所を退職した後に勤務したB社C工場が保管する従業員名簿から判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所における業務内容及び勤務形態について、「A社D作業所ではE作業に従事していた。同社同作業所は大きな作業所ではなく、4人ぐらいで勤務していた。途中で退職したことはなく、勤務形態も変わらなかった。」と供述しているところ、申立期間当時、同社同作業所において勤務したとしている同僚は、「期間は特定できないが、申立人とA社D作業所で勤務した。私も、申立人と同じE作業に従事していた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間当時、当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた同職種の同僚4人（前述の同僚を含む。）は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年1月の社会保険事務所の記録及び申立人と同時期に入社した同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年2月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月19日から43年7月30日まで
② 昭和45年9月1日から同年10月25日まで
③ 昭和46年3月10日から49年10月3日まで
④ 昭和49年11月1日から50年5月2日まで
⑤ 昭和50年8月18日から同年10月29日まで
⑥ 昭和51年4月21日から52年5月1日まで

申立期間①から⑥までについて厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥に係るA社の社会保険事務を担当していた者が、「会社では、脱退手当金の代理請求及び代理受領を行っていなかった。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求及び代理受領したとは考え難い。

また、本来、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきであるところ、申立期間の前の6回の被保険者期間と申立期間①及び②の間の1回の被保険者期間の合計183か月については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②に係る事業所において申立期間の前にも勤務し、申立人としては最も長期の被保険者期間(74か月)になっていることが確認できるところ、申立人がこの被保険

者期間を失念し、申立期間①及び②（合計 15 か月）のみを請求するというのは不自然である。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 2 か月後の昭和 52 年 7 月 9 日に国民年金に加入し、同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を同年 8 月に納付していることが確認できることを踏まえると、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 18 日から 37 年 11 月 9 日まで
② 昭和 38 年 1 月 11 日から 40 年 7 月 24 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするべきものであるところ、申立期間の前と申立期間①及び②の間の2回の被保険者期間（約1年10か月）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、これら2回の被保険者期間に係る2事業所のうち1事業所は、申立人が最初に就職した事業所であり、この被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い上、申立期間①及び②の両申立期間の間にある被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金の支給対象期間となっていないことは事務処理上不自然である。

また、申立人は、昭和 39 年 1 月 * 日に婚姻により改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が旧姓のままであり、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険

の被保険者資格喪失日である昭和 40 年 7 月 24 日の前後 2 年の 38 年から 42 年までに被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある者は 8 人であり、このうち、脱退手当金の支給記録のある者は申立人を含め二人だけであることを踏まえると、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年3月11日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月及び同年3月は5万2,000円、同年4月から同年9月までは6万円、同年10月から46年1月までは4万8,000円、同年2月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から47年2月までは4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から47年3月11日まで
昭和43年7月17日から47年3月10日まで、A国軍基地内のB商業施設にC職として勤務していたが、年金記録によると、45年2月1日にD省E局F事務所における厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたD省E局G事務所発行の退職証明書及び申立人が退職する際に受け取ったとする感謝状により、申立人は、申立期間においてA国軍基地内のB商業施設に継続して勤務していたことが確認できる。

また、G事務所から提出された申立人に係るH職登録票において、申立人は昭和43年7月17日に採用され、47年3月10日に退職したことが記載されている上、同登録票により、申立人がF事務所における厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされる45年2月1日の前後において、申立人の雇用形態及び従事業務並びに勤務時間数に変更は無かったことが確認できる。

さらに、G事務所は、「申立人に係るH職登録票における雇用形態及び勤務時間の記載内容から、申立人は、厚生年金保険の適用者に該当し、申立期間に

においても、継続して厚生年金保険に加入していたと考えられる。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間における同職種の同僚として二人の名前を挙げているところ、このうち個人が特定できた一人については、オンライン記録によると、既に死亡していることが確認できるものの、同人に係るH職登録票により、申立人と同様、申立期間当時、A国軍基地内のB商業施設においてC職として勤務していたことが確認できる上、同人のH職登録票における退職日とF事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日とが符合していることが確認できる。

一方、F事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）においては、申立人の申立期間における昭和45年2月1日、同年4月1日、同年10月1日、46年2月1日及び同年10月1日の計5回の標準報酬月額記録が取り消されていることが確認できる上、これら取り消された記録の後に申立期間以前の44年10月1日に係る標準報酬月額記録及び45年2月1日の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る社会保険事務所の記録には不自然な点が散見されることから、社会保険事務所においては、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められるとともに、事業主は、申立人が昭和47年3月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票により、昭和45年2月及び同年3月は5万2,000円、同年4月から同年9月までは6万円、同年10月から46年1月までは4万8,000円、同年2月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から47年2月までは4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月19日

平成19年10月19日にA社からB手当が支給されたが、事業主から社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

厚生年金保険料はB手当から控除されていたので、B手当が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が保管するB手当支給総括表及び給与支給台帳により、平成19年10月19日に同法人からB手当の支払いを受け、当該B手当に見合う標準賞与額(8万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月19日

平成19年10月19日にA社からB手当が支給されたが、事業主から社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

厚生年金保険料はB手当から控除されていたので、B手当が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が保管するB手当支給総括表及び給与支給台帳により、平成19年10月19日に同法人からB手当の支払いを受け、当該B手当に見合う標準賞与額(12万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月19日

平成19年10月19日にA社からB手当が支給されたが、事業主から社会保険事務所(当時)に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしている。

厚生年金保険料はB手当から控除されていたので、B手当が年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が保管するB手当支給総括表及び給与支給台帳により、平成19年10月19日に同法人からB手当の支払いを受け、当該B手当に見合う標準賞与額(12万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、A市B局C部における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る被保険者資格喪失日（平成元年4月21日）及び同資格取得日（平成元年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月21日から同年5月1日まで
昭和54年11月からA市D施設でE職として勤務していたが、63年4月8日に発生した同施設における公務災害により休職した。その後は復職することができないまま平成4年5月に退職したが、休職期間中の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市B局C部における厚生年金保険の加入記録は、オンライン記録によると、昭和54年11月13日に同保険の被保険者資格を取得し、平成元年4月21日に同資格を喪失後、同年5月1日に再度同資格を取得した記録となっており、同年4月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出されたA市B局長による通知、同局が保管する本件申立てに係る公務災害に関するA市の代理人弁護士による答弁書の写し並びに同B局C部の回答により、申立人は、昭和63年4月*日に公務災害を受け、申立期間及びその前後の期間は継続して就労不能の状態であったことが認められる。

また、当該事業所における雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間について当該事業所に継続して在籍していたことが確認できる上、当該事業所

は、「当時の状況が確認できる資料が残っておらず不明であるが、通常、公務災害の被災者を解雇することはない。また、公務災害の被災者が退職した場合についても、その約10日後に、就労不能の者を再度採用することはあり得ない。申立期間について、申立人を厚生年金保険に加入させなかったとする理由はなく、申立人は、申立期間についても継続して厚生年金保険に加入させるべき取扱いを受けていたものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料について、申立人は、「申立期間当時、A市B局から休業補償が支給されていたが、同局からは、毎月、社会保険料に係る納付書が送付されていた。当該保険料は、同局C部に直接持参するか、又は送付された納付書により金融機関で納付していた。申立期間だけ納付書が送付されず、保険料を納付しなかったことはない。」と供述しているところ、当該事業所は、「当時の状況を確認できる資料が無いものの、現在は、公務災害の被災者について、休業補償等を支給している被災者を含めて、支払うべき給与が無い場合には、本来給与から控除すべき健康保険料及び厚生年金保険料に係る納付書を送付し、当該納付書によりこれらの保険料を納付させている。」と申立人の供述と一致する回答をしていることから、当該事業所は、申立期間の厚生年金保険料に係る納付書を申立人に送付しており、申立人は、当該納付書により申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成元年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年6月までの期間、同年10月から51年12月までの期間、55年8月及び58年9月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年6月まで
② 昭和50年10月から51年12月まで
③ 昭和55年8月
④ 昭和58年9月から61年6月まで

申立期間①から③までの国民年金保険料については、私に代わって私の母親が自宅に来た集金人に納付してくれていたはずであり、申立期間④の保険料については、私の国民年金に関することを母親から引き継いだ私の妻が、妻の分の保険料と併せて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和63年9月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、当該期間のA市における申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったものと認められ、申立人に当該期間の国民年金保険料の納付書は交付されず、申立人は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③について、申立人自身は当該期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親から当該期間の納付状況等について聴取できない上、申立人は、申立人の母親が、自宅に来た集金人に当該期間の国民年金保険料を納付していたはずだとしているが、A市では、集金人による保険料の徴収を昭和50年4月以降行っていないとしており、当該期間の

大部分は集金人に保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間④について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は、申立人の妻が夫婦二人分を併せて納付していたとしているところ、A市における申立人及び申立人の妻の昭和63年度から平成3年度までの期間の国民年金被保険者名簿により、申立人の保険料は、納付書により現金で納付され、申立人の妻の保険料は、その妻の預金口座から口座振替により納付され、申立人と納付日も異なっていることが確認できることから、申立人の夫婦二人分の保険料を併せて納付したとする説明と一致しない。

加えて、オンライン記録等により、申立人は、昭和63年9月頃に国民年金手帳記号番号が払い出された後に、61年7月から63年3月までの保険料を遡って納付したことが推認でき、申立人が申立期間④の保険料を継続して納付していたものとは認め難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2012

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和50年11月に会社を退職後、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が高額だったので、区役所の窓口で分割用の納付書を作成してもらい保険料を完納した。

「国民年金保険料納付記録の照会回答票」によると、申立期間の国民年金保険料は還付されたことになっているが、私は還付金を受け取った記憶がないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を分割により納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿により、53年11月頃に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の半分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間の保険料は、「徴収決定外誤納」保険料として54年5月14日に還付決定されていることが確認できる。

また、還付整理簿により、申立期間の国民年金保険料は、昭和54年6月8日に還付処理されたこと及び計算上誤りがない還付金額が明確に記載されていることが確認でき、記載内容にも不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事実も認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が還付された後の昭和54年7月に、申立人は52年4月から53年3月までの保険料を過年度納付していること及び50年11月から51年3月までの保険料を、第3回特例納付期間（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）である55年3月に特例納付しているこ

とがそれぞれ確認できるが、申立人は、申立期間の保険料が未納にされていることを「ねんきん特別便」により認識したと述べていることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても、還付された記憶がないという以外に国民年金保険料の還付が申立人に対してなされていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2013

第1 委員会の結論

申立人の平成18年6月から19年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月から19年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）からの連絡で、私の平成18年度の国民年金前納保険料（付加保険料を含む。）が、預金口座の残高不足により口座振替ができないことを知らされた。その際、平成18年4月及び同年5月分は通常の保険料額を口座振替で納付し、同年6月から19年3月までの保険料については、納付書により割引がある前納で納付した方が得であると勧められ、後日、送られてきた納付書で付加保険料を含む前納保険料を納付したはずである。

申立期間について、国民年金の定額保険料のみが納付済みとされ、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、昭和50年8月に国民年金付加保険料の納付の申出を行い、申立期間を除く同年同月以後の国民年金加入期間の付加保険料を納付している上、申立期間前後の期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を前納で納付していることが確認できることから、申立人の付加保険料の納付意識は高かったものと認められる。

しかしながら、オンライン記録により、預金口座の残高不足により、付加保険料を含んだ1年前納の国民年金保険料が口座振替されなかった申立人に対し、A社会保険事務所（当時）が電話連絡を行った上で、申立期間の前納保険料納付書を送付した記録が確認できるところ、B銀行が保管する申立期間の国民年金保険料の領収済通知書により、納付された申立期間の保険料には付加保険料が含まれていないことが確認できることから、付加保険料が含まれていない定額保険料のみの納付書が送付され、その結果、申立期間の付加保険料が納

付されていないことは明らかである

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

私は、昭和48年4月の婚姻を契機に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料について、夫は納付済期間で、私が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、61年2月又は同年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は、既に時効により納付することができない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳に記載されている住所は、昭和57年12月から平成20年1月までの期間に申立人が居住していた住所であることが住民票から確認でき、自身の国民年金の加入手続を行ったとする昭和48年4月頃に申立人が居住していたとする住所地とは相違していることから、当該時期に申立人が国民年金の加入手続を行ったものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 10 月 16 日から 25 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 7 月 22 日まで
④ 昭和 25 年 8 月 7 日から 26 年 7 月 25 日まで
⑤ 昭和 26 年 11 月 14 日から 27 年 1 月 8 日まで

申立期間①及び②は、A市にあったB国軍C部にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③、④及び⑤は、B国軍E基地にあったB国軍F部にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、G省H局に照会したところ、「当局が保管するI事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が両申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる記載は無く、また、同名簿を除き、当時の資料が廃棄済みであるため、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人の両申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、事業所名簿によれば、I事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であることが確認でき、申立期間①においては同保険の適用事業所であった形跡はない。

さらに、申立人は申立期間①及び②において、B国軍C部で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者からも申立人に係る勤

務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、I事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和24年4月1日に同事務所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、申立期間②において継続して同保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、同日以前からB国軍関連施設に勤務していたと供述する者3人及びB国軍C部に勤務していたと供述する者1人を含む4人から回答が得られたものの、このうち一人は「申立人を見かけたことがあるが、時期は不明である。」と供述しているほか、残りの3人は「申立人を知らない。」と供述しており、申立人が申立期間①及び②において、B国軍C部に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、当該回答者4人のうち昭和24年4月1日以前からB国軍関連施設に勤務していたと供述する3人からは、同日以前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 2 申立期間③、④及び⑤については、G省H局に照会したところ、「当局が保管するE事務所の厚生年金被保険者台帳によれば、申立人が各申立期間において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる記載は無く、また、同台帳を除き、当時の資料が廃棄済みであるため、当時の状況は分からない。」と回答しており、申立人の各申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、G省H局が保管するE事務所の厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の同事務所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年7月25日、同資格喪失日は同年11月14日であることがそれぞれ確認でき、これはオンライン記録と合致している上、同台帳の備考欄においては、自己都合による退職であったことをうかがわせる「自己退」の記載が確認できる。

さらに、申立人は申立期間③、④及び⑤において、B国軍F部で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者からも申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、E事務所の被保険者名簿により、申立期間③、④又は⑤において同事務所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者13人に照会したところ、回答が得られた8人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述している上、B国軍F部に勤務していたと供述する者もおらず、ほかに申立人が各申立期間においてB国軍F部に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、前述の回答が得られた同僚8人のうち3人は、いずれも、「当時、B国軍に直接雇用される者が相当数いた。」と供述している上、このうち二人は、「私はE事務所を通して採用されたため、社会保険に加入することが

できたが、B国軍に直接雇用された場合や、同事務所を通さずに勤務した場合については、社会保険に加入しない場合があったと記憶している。」と供述している。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 11 月 10 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）にC職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人がA社にC職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「申立期間当時のC職台帳には申立人の名前は記載されておらず、申立人の雇用や厚生年金保険料の控除に関して確認することができない。その他の資料については残っていない。」と回答している上、当時の事業主は、「当時の資料が何も残っておらず、申立期間当時における乗務員の雇用形態や厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における雇用形態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人は、B社が保管する前述のC職台帳に名前が記載されているほか、オンライン記録によると、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、全員が同社における雇用保険被保険者記録が確認できるものの、申立人については、雇用保険被保険者記録が確認できない。

さらに、上記同僚4人及びオンライン記録により申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、生存及び所在が確認できた 14

人の計 18 人に照会したところ、回答が得られた 11 人のうち 4 人が、「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、オンライン記録により、申立人は申立期間において国民年金に加入し、同保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みとされている。

脱退手当金を受取った記憶がないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後の昭和 47 年 8 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 5 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 22 日まで
③ 昭和 43 年 1 月 4 日から 44 年 8 月 31 日まで

申立期間①から③までについて厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 46 年 11 月 2 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 11 月 5 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間③に係る A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 6 日から 39 年 2 月 4 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるとはがきを受け取ったところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 39 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 6 月 26 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金として 7,406 円を支給済みとの回答を受けた。

しかし、昭和 42 年頃に A 社会保険事務所（当時）で脱退手当金の請求手続を行ったときに受給した金額は 350 円であったと記憶しているので、両申立期間について脱退手当金が適正に支給されたかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は脱退手当金の受給額を 350 円と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①及び②の脱退手当金（7,406 円）は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで

A社には昭和 62 年 4 月から平成 8 年 3 月まで勤務し、給与月額は 34 万円ぐらいであったが、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が当時の給与月額に比べ低額となっていた。

勤務期間中に給与月額が変動した記憶がないため、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間において、給与月額に変動が無かったにもかかわらず、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が給与月額に比べ低額となっているのは不自然である。」と主張している。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、8 年 11 月 28 日に解散している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の当時のB職及び社会保険事務担当者は、「A社の定年は 55 歳であり、定年後に再雇用された者は給与が減額されていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、55 歳に達した平成 3 年に、標準報酬月額が 34 万円から 26 万円に減額改定されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚のうち、申立人と同様、勤務期間中に標準報酬月額が

減額改定されている者が9人確認できるところ、これら同僚9人は、いずれも55歳となった年に標準報酬月額の改定処理が行われており、これは、上記B職及び社会保険事務担当者の供述と符合している。

加えて、上記の同僚9人に照会し、6人から回答が得られたところ、このうち給与について覚えていないとする同僚1人を除く5人は、「55歳で定年となった後、再雇用されたが、その際、給与が減額された。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3818

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 13 年 3 月 31 日まで
申立期間は、代表取締役としてA社に勤務し、給与月額は 41 万円ぐらいであったが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額が低額となっていた。当時は、会社の経理全般を義兄に任せており、標準報酬月額を減額するという話は聞いていなかった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与月額は 41 万円ぐらいであったと主張している。しかしながら、オンライン記録において、A社に係る申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されているなどの不自然な点は認められない上、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったと述べているところ、オンライン記録においても申立人が事業主であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 13 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当該事業所の事業主である申立人は、当時の資料を保存していないとしている上、申立人が経理全般を任せていたとする申立人の義兄も既に死亡していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「当時、経理全般を義兄に任せており、会社の印鑑も預けていた状態であったため、標準報酬月額の減額については聞いていない。」としているが、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間に係る厚生年金保険料の納付について、申立人と社会保険事務所（当時）との折衝の記録が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 10 日から 47 年 2 月 21 日まで
② 昭和 47 年 4 月 26 日から 52 年 3 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務しており、基本給のほかにB手当及びC手当が支給され、給与支給額は現金支給で月 10 万円ぐらいであった。また、申立期間②は、D社に勤務しており、基本給のほかに諸手当及びE手当などが支給され、給与支給額は標準報酬月額よりも 4 万円から 5 万円ぐらい高額であった。

両申立期間の給与総支給額は標準報酬月額の記録よりも高額であったので、年金記録の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「基本給のほかにB手当及びC手当が支給されており、給与支給額は、現金支給で月 10 万円ぐらいであった。」と主張している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 16 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社において同保険被保険者期間が 10 年以上である同僚のうち、生存及び所在が確認できた 9 人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、このうち 7 人は、「給与支給額と標準報酬月額には大きな相違は無い。」と供述しており、残る二人は、「給与支給額及び控除保険料額については覚えていない。」と供述してい

る。

さらに、申立期間①当時、申立人よりも勤務期間が長い同僚二人は、「給与支給額が10万円近くになったのは昭和50年前後と記憶している。当時は、まだ給与支給額は低く、勤務経験が短い申立人が私より給与支給額が多かったとは考えられない。給与支給額は年金記録の標準報酬月額と相違することはない。」と供述している。

加えて、申立人と年齢の近い同僚8人の標準報酬月額は申立人とほぼ同額であり、推移も申立人と同傾向であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

その上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と合致しており、遡って訂正された形跡も無い。

2 申立期間②について、申立人は、「基本給のほかに4万円から5万円の諸手当が必ず支給されていたので、給与支給額は年金記録の標準報酬月額より高かった。」と主張している。

しかしながら、D社は、オンライン記録によると、昭和57年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人から提出された申立期間②当時の給与支給年が不明の給与明細書20枚(写し)のうち、他の給与明細書と様式の異なる給与明細書1枚及び氏名欄に氏名の記載が無い1枚を除いた18枚について、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及び健康保険料控除額(給与明細書では社会保険と記載されている。)の額を用いて、申立期間②内の厚生年金保険料率及び健康保険料率により標準報酬月額を算出したところ、オンライン記録の標準報酬月額と一致する期間が認められ、その期間において、給与明細書の給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額の範囲内に収まっていることが確認できることから、申立期間②において、事業主は申立人の給与支給額に相当する標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除していたと考えることが妥当である。

さらに、オンライン記録により、D社において、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる14人について標準報酬月額の推移を確認したところ、被保険者の資格取得時の年齢によって標準報酬月額が異なるものの、標準報酬月額の推移は申立人と同傾向にある上、申立人の標準報酬月額は当該事業所の事業主に次ぐ高額であり、申立人の標準報酬月額が同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と合致しており、遡って訂正された形跡も無い。

3 このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立ての事実を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成2年7月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成2年10月1日から3年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年4月1日まで

A社における標準報酬月額が、申立期間について20万円と記録されている。給与額の変更をした覚えはないので、申立期間前の標準報酬月額(30万円)に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間のうち2年7月1日から同年10月1日までの期間について、3年3月4日付けで、30万円から20万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成3年1月*日に手形不渡りを出して倒産した。」と述べており、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人は、「申立期間当時、経営状態が良くなかった。」と述べている上、社会保険事務を担当していた他の一人は、「社会保険料の滞納があった。」と述べている。

さらに、申立人は、「社会保険事務を担当していた者が会社の印鑑を保管していたが、業務、各種届出の全般に関する指示は私が出していた。標準報酬月

額の訂正届出については知らなかった。」と述べているところ、前述の同僚3人は、「申立人が、決算書類や印鑑の管理をしていた。」と述べていることから、申立人の標準報酬月額減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初より20万円と記録されており、遡って減額訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、当時、報酬は30万円であったと主張しているところ、当該事業所は既に解散しており、給与明細書等の関連資料も無いことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち平成8年7月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成8年10月1日から10年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年3月1日まで

私は、A社の事業主であったが、申立期間当時、体調が悪かったため不本意ながら業務全般をB職員に任せていた。

当該B職員に確認したところ、申立期間当時、社会保険事務所(当時)から保険料滞納に関しての連絡があり、その時、保険料滞納に対する解決策として、私の2年分の給与を少なく計算することで帳尻を合わせるように言われたと記憶している。

社会保険事務所から連絡があったことは記憶しているが、その時に同意書を提出した記憶はないので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社に係る標準報酬月額の記録が、申立期間のうち平成8年7月1日から同年10月1日までの期間について、同年10月16日付けで59万円から20万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人が、申立期間当時に当該事業所の事務を任せていたとする従業員は、「当時、会社は税金も払うことができないくらい厳しい状況にあり、社

会保険事務所から、保険料滞納への対応策として、社長の標準報酬月額を下げ
ることを提案されていたと思われる。」と供述しており、商業・法人登記簿謄
本により、申立期間当時、当該事業所のC職であったことが確認できる他の一
人も、「申立期間当時、借入金等の返済に追われ、経営は最悪の状態であった。」
と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、体調が悪く、判断力等が欠如する状態
であったため、特定の従業員に事務手続を行わせていた。」と供述しているところ、
上記二人の従業員は、「会社の事務的な事項については全て社長の判断
を仰いだ上で手続を行っていた。申立期間当時、社長は体調を崩していたことは
確かであるが、会社の業務については判断できていた。」と供述するとともに、
申立人自身、「はっきりとした記憶はないが、申立期間当時、社会保険料
の滞納を認識した上で、事業主としての道義上の責任により、自身の給料を少
なく計算したことも考えられる。」と供述していることから、申立人の標準報
酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったと
は考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っ
ている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主
張することは信義則上許されず、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月
額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年3月1日までの期間に
係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初より20万円と
記録されており、遡って減額訂正されているなどの不自然な処理が行われた形
跡は見当たらない。

また、申立人は、当時、報酬月額は59万円であったと主張しているところ、
オンライン記録によると、当該事業所は、平成10年3月31日に厚生年金保険
の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所では、「当時の関係書類
は整理してしまったために残っていない。」と回答していることから、当該期
間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に
ついて確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生
年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資
料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当
該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。